財政指標（普通会計）

年度	財政力指数	標準財政規模(千円)	経常収支比率	実質収支比率	公債費比率	起債制限比率	公債費負担比率
5	0.909	42,039,368	87.8	6.5	8.7	9.2	10.4
6	0.899	43,013,669	90.3	7.8	8.1	8.8	9.6
7	0.885	43,962,203	89.3	7.6	8.2	8.1	9.7

用語説明

財政力指数・・・・・・・・・地方交付税の規定により算出した数値で、地方公共団体の財政力を示す数値。
国からの「普通交付税」は単年度の当該指数が「1.0」未満の団体に交付される。
算出方法　基準財政収入額÷基準財政需要額＝数値の過去3カ年平均値

標準財政規模・・・・・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入される見込みの経常的な一般財源の規模を示すもの。
算出方法　（基準財政収入額－地方譲与税-交通安全対策特別交付金-税源移譲の25%）×100/75
＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金+普通交付税
※地方譲与税には所得譲与税を含まない。また、税源移譲の算入は平成19年度から。
※平成20年度から臨時財政対策債発行可能額を含む。

経常収支比率・・・・・・・人件費、扶助費、公債費、物件費等の経常経費に、市税、地方譲与税等を中心とする経常的な一般財源の充
当割合をいい財政構造の弾力性を測定する比率。

実質収支比率・・・・・・・標準財政規模と臨時財政対策債発行可能額（平成19年度以降）の和に対する実質収支額（歳入歳出差引額から繰越財源を控除した決算額）の割合。

公債費比率・・・・・・・・・地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金（公債費）の額が適当かどうかにより、年度の地方債の借入（発行）を判断する指標で、この公債費の一般財源に占める割合が比率。
経常収支比率とともに財政構造の弾力性をみる上で重要である。この比率が高いほど財政硬直化の一因となる。

起債制限比率・・・・・・・地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に制定された指標（過去3年度の平均）。20%を超えると一部起債の発行が制限される。

公債費負担比率・・・・・歳出総額の一般財源等のうち、公債費に充てられた一般財源等の度合いを示し、財政構造の弾力性を判断する指標。

健全化判断比率等

	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実　　質 公債費比率	将来負担比率
令和7年度決算	赤字額なし	赤字額なし	3.9%	20.9%
早期健全化基準	11.36%	16.36%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	－	20.0%
水道事業会計	－	
下水道事業会計	－	

用語説明

実質赤字比率・・・・・・・一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。
福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す。

連結実質赤字比率・・・公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。
すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す。

実質公債費比率・・・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模を基本とした額に対する比率。
借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す。

将来負担比率・・・・・・・地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率。
一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。

早期健全化基準・・・・・地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

財政再生基準・・・・・・・地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

資金不足比率・・・・・・・公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率。
公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態悪化の度合いを示す。

経営健全化基準・・・・・地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。